知っていますか？

児童扶養手当制度

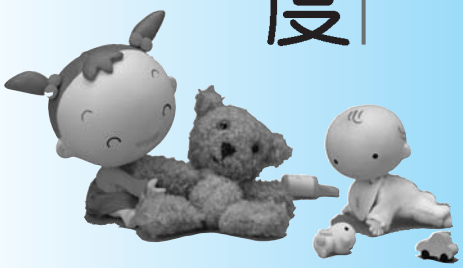

父母の離婚などにより、父親と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭などの生活安定と自立を助け、児童の福祉増進を図ることを目的として児童扶養手当が支給されます。

受給資格者

次の条件に当てはまる十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童を扶養している母や、母に代わってその児童を養育している人（養育者）です。

なお、児童が中程度以上の障害（特別児童扶養手当該当程度）を有する場合は、二十歳未満まで受給できます。いずれも国籍は問いません。

◇父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童
◇父が死亡した児童
◇父が重度の障害（国民年金の障害等級一級程度）にある児童
◇父の生死が明らかでない児童
◇父から引き続き一年以上遺棄されている児童
◇父が法令により、引き続き一年以上拘禁されている児童
◇母が婚姻によらないで懐胎した児童
◇母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

※遺棄：連絡などがとれず、児童の養育を放棄していること。
※懐胎：妊娠のこと。

＝次の場合は受給できません＝

《児童が…》
・日本国内に住所がない。
・父または母の死亡により支給される公的年金給付を受けることができる。
・父に支給される公的年金給付額の加算対象になっている。
・労働基準法などの規定による遺族補償等を受けることができる。
・児童福祉施設などに入所または里親に委託されている。
・母の配偶者（事実上の婚姻関係の場合を含む）に養育されている（父に重度の障害がある場合は除く）。

《母、または養育者が…》
・日本国内に住所を有しない。
・公的年金給付を受けることができる（国民年金法に基づく老齢福祉年金を除く）。
・児童を監護していない。
・養育者の場合は、児童と別居している。

手当を受ける手続き

請求者と対象児童の戸籍謄本（外国人は登録済証明書）や必要書類をこども家庭課へ提出してください。市長の認定を受けてから手当が支給されます。

手当支給日

認定を受け、申請書を受理した日の属する月の翌月分から、申請者が指定した金融機関の口座に支給されます。振込日は次のとおりです。

◎十二～三月分…四月十一日
◎四～七月分……八月十一日
◎八～十一月分…十二月十一日
※支給日が土・日曜日や休日のときは、直前の日に支給されます。

手当の支給額

【全部支給（月額）】
◎一人目…四万千八百八十円
◎二人目…五千円が加算
◎三人目以降…一人あたり三千円ずつ加算

【一部支給（月額）】
◎一人目…四万千八百七十円から九千八百八十円まで十円単位で設定
◎二人目…五千円が加算
◎三人目以降…一人あたり三千円ずつ加算

手当受給者の届出義務

手当を受けている人は、届出の義務があります。各種届出が必要なときは、印鑑と手当証書を持参し、こども家庭課までお越しください。

▼現況届…毎年八月一日から八月三十一日までに届け出て、支給要件の審査を受けます。届出を出さないと八月分以降の手当が受けられません。

▼受給資格喪失届…次に該当し、これを提出せずに手当を受給した場合、資格がなくなった月の翌月分からの手当をすべて返還することになりますので、ご注意ください。
◇婚姻の届出を提出した◇事実上婚姻関係となった◇市外へ住所を移す◇公的年金（国民年金、厚生年金、共済年金など）を受けるようになった◇児童が公的年金を受給、または公的年金の加算対象になった◇児童の死亡や転出などにより監護（養育）しなくなった◇児童が施設入所したり、里親に委託された◇刑務所などに拘禁中の児童の父が出所したとき◇遺棄している児童の父から連絡、訪問、送金があったときなど

▼額改定請求書（届）…手当の対象となる児童の数に増減があったとき

▼氏名変更届

▼住所（市内異動用）・支払金融機関変更届

▼証書再交付・亡失届

こども家庭課窓口（⑥番）では、制度や申請についての相談を受け付けています。お気軽にご利用ください。

問合せ　こども家庭課　33 8721